

## はじめに

膜構造の建築物は、旧建築基準法のもとの「特定膜構造建築物技術規準」、[中小規模膜構造建築物技術規準]、テント倉庫建築物は「テント倉庫技術規準」、これらの基規準の適用範囲を超える大型のものや特殊なものは個別の認定を取得することによってその安全性が確保され、社会に広く建設・普及してきました。

その後、平成12年に施行された改正建築基準法のもとで、膜構造の建築物およびテント倉庫建築物に関する技術的基準（平成14年国土交通省告示第666号および第667号）が制定されるとともに、当該構造方法を用いた建築物に使用する膜材料等に関する技術的基準が平成12年建設省告示第1446号に制定され、膜構造による建築物とテント倉庫建築物が位置付けられました。

これら告示の制定に伴い、平成15年に膜構造に関する建築法令及び告示の正しい理解と膜構造の一層の安全性確保のための設計指針として「膜構造の建築物・膜材料等の技術的基準及び同解説」が出版されました。

今日、膜構造建築は様々な用途で使われ、多くの空間構造に利用されています。膜構造は、軽量性、施工性のほか、明るく開放的な室内空間など、ほかの材料では代替できない利点を持っています。また、膜構造用フィルムは従来の膜材料に比べて、透光性、視認性が高く、これまでにない膜構造を実現することが可能になっています。

この度、平成15年に出版された「膜構造の建築物・膜材料等の技術的基準及び同解説」を改訂し、今日までの告示の改正点に関する解説を追加するとともに、より理解しやすく、実務に役立つものとなるよう内容の充実を図りました。本書が有効に活用され、膜構造の安全の確保と今後の健全な発展の一助となることを願っています。

最後に、本書の作成にあたって、執筆者の方々、一般財団法人日本建築センター及び編集委員会、監修を頂いた国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所の関係各位に心より御礼申し上げます。

令和元年11月

横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院  
准教授 河 端 昌 也